

指定介護老人福祉施設重要事項説明書（一部ユニット型）

＜平成24年4月1日現在＞

1. 当施設が提供するサービスについての相談担当者

[電話] 3675-1201（午前9時～午後5時）

[担当] 鈴木 信 男（施設長代理 生活部長
社会福祉士 介護支援専門員）

中 村 庸 子（相談係長 社会福祉士 介護支援専門員）

尾 田 めぐみ（生活相談員 社会福祉士 介護福祉士
介護支援専門員）

石 橋 明日香（生活相談員 社会福祉士 介護福祉士
介護支援専門員）

☆ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. なぎさ和楽苑の概要

① 施設の所在地等

施設名称	なぎさ和楽苑
所在地	東京都江戸川区西葛西8-1-1
介護保険指定番号	東京都 1372301638号

② 施設の概要

・敷地 6,192.02 m²

・建物 鉄筋コンクリート造 6階建 延べ8,727.100 m²

定 員	120名	うち、ユニット部分40名、 ユニット部分以外80名	食 堂	各ユニット1室	
居 室	個 室 (72室)	うち、 ユニット型 個室40室	(1室 14.36 m ² ～16.47 m ²)	医務室	1室 (5階)
	2 人 部 屋 (24室)		(1室 29.00 m ² ～30.50 m ²)	静養室	1室 (5階)
一 般 浴 室		12室 (各ユニット1室 全室リフト対応可)	機能訓練室	1室 (1階)	
特 殊 浴 室		4室 (2～5階各階1室)	トイレ	36室 (各ユニット3室、 全室車椅子対応可)	
地域交流 スペース		1階 190.37 m ² (一部カフェテラス『ブリッサ』、ボランティアセンター)			
よりあい処・庭園		5階 84.43 m ²			

③同施設の職員体制

	資格	業務内容	計
管理者		施設運営責任	1名
医師	医師	健康管理	3名
生活相談員	社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員	生活相談・ サービス調整等	2名
栄養士	管理栄養士	食生活援助	1名
機能訓練指導員	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 看護師 マッサージ師	機能訓練	3名
介護支援専門員	社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員	ケアプラン作成等	2名
事務職員		運営事務等	10名
ボランティア コーディネーター	社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員	ボランティアに 関する調整	1名
介護・ 看護 職員	看護師		10名
	社会福祉士		7名
	介護福祉士		57名
	介護支援専門員		11名
	その他 介護員など		38名

(資格については一部重複あり 特養部分のみ)

④時間帯による職員数

時間帯	介護職員の数
朝食帯	18名
日勤帯	35～40名
夕食帯	18名
夜勤帯	6名

(特養部分のみ)

⑤配置医師等による診察日

診察頻度	医師等
月～土(水曜休み)	松尾 Dr. (内科医・常勤)
毎週水曜	北條 Dr. (内科医)
毎月2回	石丸 Dr. (精神科医)
毎月1～2回	整形外科医
毎週3回	歯科医・歯科衛生士
月～土	理学療法士、言語聴覚士
毎週2回	作業療法士

3. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営方針

指定介護老人福祉施設として、食事・入浴・排泄等の援助を基本に、利用者及びその家族より要望のある生活全体の支援・外出・趣味活動・機能訓練等を、自己責任と選択によって利用者に援助できるよう、職員のみならず地域・ボランティア・家族等の支援を得ながらサービス提供を図ります。また「ユニットケア」を導入し、一人ひとりの個性やリズムに沿ったケアを目指しております。10名単位のユニットに、リビング、個室、3ヶ所のトイレなどの生活環境で対応させていただきます。

利用者の方々は、自らの意思で自らの生活を維持向上させるよう意見を述べ行動するべきであると考えますが、私共は、そのための環境づくりに事業者が最も関心を払うべきだと自覚し、利用者及びその家族等とのコミュニケーションを基に対応してまいります。

(2) サービスの内容

1) 介護保険給付によるサービス

サービスの種別	内 容
施設サービス計画 栄養ケア計画	計画担当介護支援専門員が利用者・ご家族のご要望を参考に施設サービス計画の原案を作成します。説明・同意を得た後、複写物をお渡しします。また管理栄養士等は、栄養アセスメントに基づき、栄養ケア計画の原案を作成した後、ご本人・ご家族へ併せて説明し、同意を得ます。
介 護	施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。 着替え、排泄、入浴（週2回、身体事情により困難な場合は清拭）、食事、離床、体位変換等の介助、シーツ交換、寝具の消毒、移動の付添い、等。
洗 濯	地下1階洗濯場で必要により衣類の洗濯を行います。ウール衣類などは外部クリーニング店対応にて有料、もしくはご家族にて対応となりますのでご了承ください。
個別機能訓練	各専門職が共同して個別機能訓練計画を作成し、1階の訓練室または居室・リビングなどにて、身体状況に合わせ実施します。（3ヶ月に1度以上内容を書面にてお示し致します）
健 康 管 理	併設の診療所にて平日の10時～16時まで健康相談サービスを受けることができ、必要によって診察を行います。
娛 楽 等	テレビ、ビデオ、囲碁、将棋、トランプ等の卓上ゲーム類、輪投げ等の遊戯具、各種ビデオカセット、民謡等各種CD等の娯楽設備及び用品を整えております。
レクリエーション	ユニット内での余暇活動、近所への散歩など料金不用のレクリエーションを用意しております。又、春の昼食会夏まつり、忘年会、長寿の集いなどの季節行事をお楽しみいただくことができます。
生 活 相 談	生活相談員または介護支援専門員が、利用者及びその家族からの各種ご相談に応じます。
そ の 他	重度化対応（夜間看護師連携など）、必要時の看取り介護、嚥下機能低下への経口移行・維持対応、感染症管理体制の強化、安全管理体制の強化、褥瘡防止対策、口腔機能維持管理などを講じております。

2) 介護保険給付外サービス

① 居住費及び食費

項 目	内 容
居 室	個室72室、2人部屋24室となっております。 個室⇒ユニット型個室 40室・従来型個室 32室 2人部屋⇒従来型多床室 24室
食 事	食事時間 朝食 8時00分～10時00分 昼食 12時00分～14時00分 夕食 18時00分～20時00分 原則、各ユニットのリビングにておとりいただきますが、居室でのお食事も時間も自由です。季節感を取り入れた変化のある食事を提供いたします。

② その他のサービス

サービスの種別	内 容
理容・美容	月に2～3回、地域の理・美容師の方々により実施しております。又、バリカンを使つての散髪希望の場合は職員が行います。(別途に有料の美容サロンも利用できます)
よりあい処プログラム	平日、5階よりあい処にて体操(週3回)、手工芸、カラオケ、リクレーション、音楽鑑賞、外気浴、野球、ボーリング、絵画教室など様々なプログラムをご用意しております。参加されるか否かは任意です。材料費等のかかる手工芸は一部有料となります。
地域散策会	2ユニットごとに月1回、小グループにて地域の名所を訪ね、レストラン等にて外食を楽しみます。参加されるか否かは任意で、希望者が多い場合は順番となります。
買物の付添い (ショッピングデー)	ショッピングデーなど、買物の付き添いをすることができます。その他ネット販売での対応も随時行っております。
個別誕生会	本人及びご家族の希望に合わせ、個別の外出支援やパーティーなどを支援することができます。
個別コンセント使用	希望によりコンセントを利用し、テレビ、ラジオ等の個人専用の家電製品を使用することができます。(備付設備の光熱水費については居住費に含まれておりますので、別途徴収はありません)
間食(水分補給)	ご希望により茶類、ポカリスエットや水分補給ゼリーなど適正必要量を毎日提供することができます。(嚥下に障害のある方にはトロミを付けたゼリーで対応いたします)

※平成23年10月より共用日用品・教養娯楽費1日につき100円は廃止させていただきます

特別な居室	自然採光及びロケーションが良い南向きのお部屋をご用意しております。ご利用の希望については個別にご相談させていただきます。
特別な食事	ご希望に応じて次のメニューを用意することができます <ul style="list-style-type: none"> ・希望者お好み食（うなぎ・寿司他） 月に1～2回、定期的に希望の有無をお聞きし、選択によって外注食を楽しんでいただけます。 ・選択食 月に2回程度、嗜好の差や希望を考慮し、麺類、フライ物、刺身、洋食などを選択していただけます。 ・オーダー食 随時、通常の食事の他に単品で希望があれば注文を受け付けております。（独自に栄養補助食品を希望される場合も承ります）
財産管理サービス	銀行通帳、印鑑、保険証書類等の保管サービスのほか、利用料金等の支払い代行サービス、利用者立替金管理サービスを行います。ご利用されるか否かは任意です。ご利用される場合には別途ご契約が必要です。

3) その他サービスのご案内

項目	内 容
カフェテリア 『ブリッサ』	1階のカフェテリアにて簡単な軽食、お飲み物等召し上がって頂くことができます。毎週水・土はボランティアによる喫茶店を実施しております。
売 店	1階のカフェテリアに売店が隣接されております。日用品、食料を販売しているのに加え、ご希望によりお取り寄せすることも可能です。
菜 園・庭 園	5階よりあい処には花壇や菜園を設置した庭園が隣接され、お気軽に外気浴をお楽しみ頂けます。 また菜園で収穫された野菜をユニットで召し上がっていただくこともできます。

4) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
倫 理 規 定	有	当苑の基本理念である「思いやりの心の実践」を遂行するための行動規範
従事者への研修の実施	有	新人職員採用時のチューター制度、中堅職員研修、リーダー層研修、チェック表の活用、衛生管理、事故発生防止、褥瘡防止、身体拘束廃止、栄養管理等
サービスマニュアルの作成	有	ケアマニュアル、手順書、業務マニュアル等
家 族 会	有	月会費 1,000 円（4月に家族会総会）
ボランティア受け入れ	有	年間延べ6,000人以上から支援されている
利用者自治会（みのり会）	有	月会費 300 円 互助及び当事者委員会
第 3 者 委 員 会	有	法人におけるワグズパートナー制度

(3) 施設利用に当たっての留意事項

項 目	内 容
来 訪 ・ 面 会	午前7時～22時まで可能ですが、相談及び状態の専門的な説明については8時30分～17時30分の間をお願いします。 飲酒しての面会や危険物の持ち込み等、他の利用者に迷惑がかかる行為はご遠慮ください。
外 出 ・ 外 泊	外泊は前日まで、外出は当日のお申出でも可能ですが、お薬の準備や食事中止の手配が必要な方は、朝食:前日 16:00、昼食:当日 10:00、夕食:当日 14:00 までに連絡をお願いします。(食事を3食共中止する場合、食費を頂きません) 勤務の都合上、個人的理由による外出の付添いはご家族等に対応をお願いしております。特殊車両運行業者の紹介、自費ヘルパーの紹介などについては遠慮なくご相談ください。
喫 煙 ・ 飲 酒	喫煙は指定の場所のみ可能です。喫煙・飲酒とも健康上の理由で医師から別途指示がある場合は、その指示通りとして頂きますが、基本的には意向にそって自由にお楽しみ頂けます。
居室・設備・器具の 利用	常に整理、整頓を心がけ、特に居室については施設側の対応に加え、ご本人とご家族にも清潔で快適な生活が維持できるようご協力をお願いします。設備や器具の利用に際しては職員にご相談下さい。破損した場合は実費をお支払いいただきますのでご了解ください。
物 品 の 保 管	ベッド以外は持ち込み自由です。ご家族等と相談し、ご用意させていただいた居室の範囲内で家電製品やなじみの家具をご自由にお持ちいただくことができますので、相談員又は介護支援専門員までご相談ください。食器等の持ち込みは自由となっておりますが、自然劣化等による破損があり得ること、また衣類については感染症予防対策の為、縮みや消毒による色落ち等があることについて、あらかじめご理解をお願いいたします。尚、危険物の保管や収集物の保管はご遠慮いただきます。耐震対策にもご配慮ください。更に紛失予防の為、衣類には別途指定の方法で必ず記名をお願いいたします。
現金等の管理	小口現金は個人管理が原則ですが、集団生活の中では無用のトラブルをさけるためにも少額に留め、各自の責任の範囲でお願いします。利用者同士の貸し借りはご遠慮下さい。
健 康 管 理	夜間は医師・看護師が勤務しておりませんが、診療所との連携により、24時間連絡体制を確保し、必要に応じて健康上の管理を行う体制を整備しています。又褥瘡の発生を予防する為の指針及びマニュアルを整備し、定期的に開催する褥瘡対策委員会において予防の為の立案及び評価を行います。

通院及び入院時対応	<p>ご本人の希望以外に、主治医は入所者の症状と施設の対応の限界を見極めた上で、本人に不利益にならないよう通院及び入院の判断を致します。緊急時の判断については、ご家族に予めご理解いただき、施設へご一任頂くようお願いいたします。なお入院時は病院における事務手続と入院期間中の対応をお願いしています（付き添いが必要になる場合もあります）。また車両の状況ご希望により特殊車両運行業者をご利用頂く場合がございます。</p>
看取り介護	<p>看取りに関する指針を定め、ご本人・ご家族へ説明し同意を得ると共に、従業者への研修を定期的実施致します。又医師が一般に認められている医学的見地にに基づき回復の見込がないと判断するに至った場合で、且つ施設対応可能である場合、担当医師から説明し、看取り介護に関する計画を作成した後、利用者・ご家族に説明を行い、同意を得ながら実施いたします。</p>
退院 (施設への帰苑)	<p>入院先の医師が3ヶ月以内の退院が可能と判断する場合、施設のベッドは確保されています。退院と同時に施設に戻ることとなりますのでご安心下さい。但し、3ヶ月以上の入院期間が見込まれる場合や、実際に3ヶ月を超えてしまう場合は制度上退所（契約解除）となります。その場合も、相談員が可能な限りの相談と支援を致します。尚、入院中のベッドは、ショートステイで一時的に使用することがあります。</p>
宗教活動 政治活動	<p>思想・信条は個人の自由ですが、他の利用者への布教や宣伝活動等とはご遠慮いただきます。</p>
テレビ・ラジオ等	<p>音量など同室者への配慮をお願いします。夜間や早朝は特にイヤホン・ヘッドホンの使用をお願いします。</p>
成年後見制度	<p>認知症高齢者など自ら意思表示の困難な方々の支援については、代理人であるご家族の意向を尊重しておりますが、可能な限り「成年後見制度」を利用され、法的に認められた後見人・補助人・補佐人として関わっていただけるようお勧めしております。パンフレット等をご用意しております。</p>
買物 飲食物の管理	<p>個人的な買物は個人の責任の範囲でお願いします。体調の都合により食事制限が必要な方もいらっしゃいますので、他の利用者への飲食物の提供は控えめにお願いします。生ものは共同使用の冷蔵庫、またはご用意いただいた冷蔵庫を利用させていただきますが、残り物については衛生管理上の理由により、同意を得て処分させていただくことがあります。（賞味期限切れ、腐敗等）</p>
不慮の事故への対応	<p>私達は関係法令に従い不慮の事故等が起こらない様、細心の注意を払って介護にあたります。しかし、現状の人員配置基準や、緊急やむを得ない場合を除く身体拘束禁止の中で、認知症高齢者等への個々の対応には自ずと限界点も出てまいります。当苑では地域・ボランティア・ご家族など、様々な方々のご協力をいただき、目の行き届く介護を実践しておりますが、法令を遵守し最善を尽くした上での不慮の事故の可能性については、ご理解をいただいております。</p>
動物の飼育	<p>個人的な動物の飼育はご遠慮いただいております。</p>

4. 利用料金

利用料金は〔契約書別紙〕に定める自己負担分をお支払い頂きます。又、介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

5. 要介護認定の申請に係る援助

- (1) 利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるように援助します。
- (2) 身体状況等の変化による要介護度の区分変更を円滑に行えるよう援助します。
- (3) 利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を代わって行います。

6. サービス提供の記録の保存

施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後2年間保管いたします。

7. 退所時の援助

契約の終了により利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後に生活なさることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

8. 個人情報の取り扱い

個人情報取り扱いについては、「個人情報管理規程」を定め、「個人情報保護に対する基本方針」及び「個人情報保護の利用目的」を掲示等により公表し、これらに則って適正に管理運用いたします。

<利用者の介護サービス提供に必要な利用目的>

- (1) 当法人内部での利用目的
 - ①利用者等にサービスを提供するため
 - ②介護保険事務のため
 - ③介護サービス利用にかかる下記の管理運営業務のうち
 - ・入退所等の管理のため
 - ・会計、経理のため
 - ・事故等の報告のため
 - ・当該利用者の介護・医療サービス向上のため
- (2) 当法人外への情報提供を伴う利用目的
 - ①利用者に提供する介護サービスのうち
 - ・家族等への心身の状況説明のため
 - ②介護保険業務のうち
 - ・保険業務の委託のため
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出のため
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答のため
 - ③損害賠償保険などに関わる保険会社等への相談または届出等のため

<前記以外の利用目的>

- (1) 当法人内部での利用に関わる利用目的
 - ①管理運営業務のうち
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料のため
 - ・当法人において行われる事例研究のため
 - ・当法人に関する情報提供、行事、サービス等のご案内のため
 - ・学生等の実習への協力のため
- (2) 当法人外部への情報提供に関わる利用目的
 - ①管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供のため
 - ・当法人外において行われる学術調査への情報提供のため

全ての職員による個人情報管理規程遵守及び違反に対する懲戒処分の誓約、業務委託先との秘密保持契約の締結、ボランティア・実習生等に対する指導、監督を通じて秘密保持を厳守します。

9. 事故発生の防止及び発生時の対応

事故の発生、又はその再発を防止する為に必要な措置を講じます。

- (1) 介護事故等の発生の防止及び発生時の対応に関する規定を「事故発生防止についての指針」に定めております。
- (2) 事実の報告及び改善策を記録すると共に、従業者に対し周知徹底する体制を整備しております。
- (3) 「事故発生防止委員会」を設置し、又介護事故発生防止に関する従業者への研修を定期的実施致します。
- (4) サービス提供時に事故が発生した場合はご家族へ連絡し、すみやかに保険者等の関係機関に報告を行います。
- (5) 事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合には、当施設の加入する損害賠償保険で必要な措置を講じます。但し、施設の責めに帰さない事由による場合はこの限りではありません。

10. 衛生管理等

施設において感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように必要な措置を講じます。感染症対策指針及びマニュアルを整備し、定期的に感染症対策委員会を開催すると共に、従業者への定期的な研修を実施致します。

11. 身体的拘束等の禁止

緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束など利用者の行動を制限する行為は行いません。緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、事前または事後すみやかに利用者・ご家族へ説明し同意を得て、所定事項を記録致します。尚、施設では身体拘束廃止指針及びマニュアルを整備し、身体拘束廃止委員会を開催すると共に、従業者への定期的な研修を実施します。

12. 非常災害対策

項目	内容
防災時の対応	利用者の人命を最優先として対応の徹底を図っております。
防災設備	消火設備（スプリンクラー等）、通報設備（非常通報設備）、避難用スロープ等を完備しております。
非常食の備蓄	非常時の備えとして、入所者3日分の非常食及び飲料水を備蓄しております。
防災訓練	毎月初動対応消火訓練を基本とした訓練の実施、年1回は夜間総合避難訓練を実施しております。
近隣との協力関係	隣接する新田住宅自治会及び秀栄会との防災協定を締結し、非常災害時の協力関係を築いております。
防災マニュアル 防災計画	地震対策を含めた非常災害マニュアルを作成し万全を図っております。又、年間防災計画にのっとり上記防災訓練に加え、年2回の防災対策委員会を開催し随時対策の評価検討を実施しております。

13. 併設医療機関

医療機関の名称	博愛ホーム診療所
院長名	松尾 宏二
看護課長名	奥澤 由香
所在地	江戸川区西葛西 8-1-1
電話番号	3675-1201
診療科	内科
入院設備	無し

14. 協力医療機関

医療機関の名称	葛西中央病院
院長名	早川大府
所在地	江戸川区船堀 7-10-3
電話番号	3680-8121
診療科	内科・外科・整形外科等
入院設備	有り
医療機関の名称	葛西昌医会病院
院長名	阿波根朝光
所在地	江戸川区東葛西 6-30-3
電話番号	5696-1611
診療科	循環器科・脳神経外科・内科
入院設備	有り
医療機関の名称	葛西眼科医院
院長名	村瀬洋子
所在地	江戸川区西葛西 6-10-13-202
電話番号	3687-7710
診療科	眼科
入院設備	無し
医療機関の名称	町屋くま歯科医院
院長名	大西正明
所在地	荒川区東尾久 6-9-18 工藤ビル 1階
電話番号	3893-5544
診療科	歯科（訪問診療 週2回）
入院設備	無し
医療機関の名称	高輪会歯科
理事長名	深井眞樹
所在地	港区高輪 2-16-36
電話番号	5447-2871
診療科	歯科（訪問歯科診療 週1回）
入院設備	無し

15. サービス内容に関する相談・苦情および個人情報

① 当施設ご利用相談・苦情及び個人情報に関する相談窓口

地域部地域福祉推進課 苦情解決受付担当係 電話 3675-7676
部長 池田 めぐみ 推進課長 平井 剛

② 第三者委員会

長田 久雄 (桜美林大学院教授) ・下山 榮子 (江戸川区民生児童委員)
清水 幸子 (ボランティア「たんぼぼ」代表) ・岡田 正子 (なぎさ和楽苑家族会OB)
深津 康二 (江戸川区社協 事務局長)
電話 5662-7147 (江戸川区社協 事務局長宛、月～金の9時～17時)
※各フロアにご意見箱も設置しております。

③ ボランティア運営委員会

委員長 清水 幸子 (ボランティア「たんぼぼ」代表)
副委員長 横内 博 (ボランティア「なぎさ和楽苑グループ」代表)
委員 小池なつ美 (ボランティア「たんぼぼ」) ・畠中美智子 (個人活動)
藤野 洋子 (ボランティア「たんぼぼ」) ・星谷 弘子 (個人活動)

④ 江戸川区の相談・苦情窓口

介護保険課事業者調整係 (江戸川区役所内) 電話 5662-0032

⑤ 国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口

国保連介護保険部介護相談指導課 電話 6238-0177

16. 同一敷地内で行う他の事業

1. 介護保険事業 (各介護予防事業を含む)

- | | |
|------------|-----------|
| ① 居宅介護支援 | ② 併設型通所介護 |
| ③ 訪問介護 | ④ 訪問看護 |
| ⑤ 短期入所生活介護 | ⑥ 福祉用具貸与 |

2. 他の在宅サービス事業 (江戸川区委託)

- | | |
|-------------------|----------------|
| ① 地域包括支援センター | ② 熟年いきいきトレーニング |
| ③ 熟年ふれあいセンター | ④ ぬくもり配食 |
| ⑤ 介護者交流教室 | ⑥ 24時間電話介護相談 |
| ⑦ 生活支援ハウス「JOYなぎさ」 | |

3. その他

- | | |
|------------|--------------|
| ① 博愛ホーム診療所 | ② 訪問看護ステーション |
|------------|--------------|

17. 情報開示

各事業内容について、個人情報の取り扱いに配慮しつつ利用者の活動状況及びサービス内容の情報を公開し、ご家族、ボランティア、地域一般住民、行政等の理解を深めるとともに、ボランティア活動に代表されるような地域住民参加型の施設運営と展開を目指すことを目的としています。

「文集なぎさ」の発行 (年3回) ・「なぎなぎ」の発行 (隔月)

「新年度事業計画並びに予算書」の発行 (5月)

「前年度事業報告並びに会計報告書」(6月) ・「ボランティア活動報告書」(6月)

なぎさ和楽苑ホームページ <http://www.nagisawarakuen.or.jp>

18. 緊急時の対応方法

利用者の容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族等へ速やかに連絡します。尚、緊急時の通院及び入院時対応につきましては昨今、家族の了解が確認されるまで治療及び入院が出来ない医療機関も見られることから、緊急時ご家族が対応されるまでの間は、治療上の判断も含めてなぎさ和楽苑にご一任いただきます。

[緊急連絡先①]

氏名	
住所	
電話番号	
携帯番号等	
続柄	

[緊急連絡先②]

氏名	
住所	
電話番号	
携帯番号等	
続柄	

平成 年 月 日

介護老人福祉施設ご利用にあたり、利用者に対して契約書および重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

【事業者】

事業者名 社会福祉法人 東京栄和会 なぎさ和楽苑
東京都指定事業者番号 1372301638
所在地 東京都江戸川区西葛西8-1-1
代表者名 理事長 平方俊雄 印

【説明者】

所属
氏名 印

私は、契約書および重要事項説明書により、事業者から介護老人福祉施設についての重要な事項の説明を受け内容を了解しました。

【利用者】

(住所) 江戸川区西葛西8-1-1
(氏名) 印

【代理人】

(住所) (電話番号)
(氏名) 印 (続柄)